

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-36
許認可等の種類	特別管理産業廃棄物管理責任者			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第9項			
許認可等の概要	特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物に限る。)を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者に必要な資格			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2第9項の資格者について、法令で定めるもののほか、以下のとおり定める。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第1号ハに定める「これと同等以上の知識を有すると認められる者」とは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」又は「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の講習会を修了した者とする。</p>			
基準の制定根拠	H28.3.15伺定(H28.6.10改正)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	—			
期間の制定根拠	—			